

令和7年度 美幌町みんなのまなび場応援事業 ～開催要項～

- 1 目 的 生涯学習活動促進の観点から、町民の学習要求に応じた自主企画事業（講座開催）を支援することで町民の学習意欲を高めるとともに、町民相互の学習活動活性化を図ることを目的とします。
- 2 事業期間 令和7年5月1日～令和8年3月31日
※ただし、予算の範囲内で申請受付日順により実施することとし、予算額に達した時点で当該年度の事業を終了するものとする。
- 3 自主企画講座の内容
 - （1）個人的な娯楽のためではなく、広く町民の生涯学習活動に寄与する事業を実施することとし、次のいずれか、もしくは複数に該当する学習活動とする。
 - ①身近な生活課題に対する学習活動
 - ②サークルやグループ活動につながる学習活動
 - ③まちづくり活動につながる学習活動
 - ④その他、社会教育の推進に寄与する学習活動
 - （2）政治活動、宗教活動、営利営業活動、個人の利益や売名行為及び受験等資格取得は本事業の対象外とする。
- 4 自主企画講座の運営方法
 - （1）2名以上の町民で企画されているものとする。
 - （2）講座に係る運営は、自主運営とする。
 - （3）広く町民に参加を募るものとする。
 - （4）講座内容は講演会・実技研修等とする。
 - （5）当該年度、1団体につき1事業とする。
※複数日に渡る事業の運営も可とする。 ※6事業費（1）を参照
 - （6）教材、保険料、その他の実費は個人負担とする。
- 5 実施会場
 - （1）美幌町が設置する公共施設を使用する場合は、教育委員会主催として公用使用を可能とする。
 - （2）その他の施設を使用する場合、施設使用料は運営団体が負担する。

6 事業費

- (1) 教育委員会は講師報償に係る経費のみを支出し、報償額の上限は 50,000 円とする。なお、年間を通して複数回を開催する講座も 1 事業として認める。
- (2) 町内講師、管内講師の報償額については、教育委員会の定める報償費基準を原則とし、基準によらない額の支出が必要な場合は申請時において協議を行う。

【教育委員会報償費基準】※基準詳細別紙のとおり

- (1) 町内講師 上限 6,000 円（単価 1,600 円/時間で 4 時間を超える場合は一律 6,000 円とする。）
- (2) 管内講師 上限 22,000 円（管内大学教授相当で 22,000 円、それ以外は 11,000 円）
- (3) 管外講師 上限 50,000 円

7 申請

- (1) 申請は、事業計画書、申請団体等名簿、収支予算案を事業実施の 1 ヶ月前までに教育委員会（社会教育課社会教育グループ）まで提出し、書類の受理後事業内容が適切であると教育委員会が認めた事業を実施する。

※町内公共施設での開催を考えている団体については、先に施設予約を行うため申請前に下記問合先へご連絡をお願いします。

- (2) 事業の受付は申請受付日順とし、事業の受付は、申請関係書類を受理した時点とする。

8 実績報告

事業が終了した場合は、終了後 1 ヶ月以内に事業報告書、事業決算書、周知ポスター、チラシ、状況写真、新聞報道記事等を添えて教育委員会に提出するものとする。

9 謝礼について

本開催要項 6 に記載した金額を、申請に基づき教育委員会より直接講師に支払う。

なお、個人に謝礼を支出する場合は、支払う金額に応じて所得税を控除し差引残額を講師に支払うものとする。

10 申込・問合先

美幌町教育委員会 社会教育課社会教育グループ

電話 73-4187 FAX 73-4188（美幌町民会館）

E-mail skyouikug@town.bihoro.hokkaido.jp